（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入に関する経過措置）

第四条　新規則第二十七条の十五第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる法人税法施行令第百二十三条の八第三項第四号に規定する特定適格組織再編成等について適用する。

（設立届出書等の添付書類に関する経過措置）

第五条　新規則第六十三条から第六十五条まで（同条第二項を除く。）の規定は、施行日以後に提出する所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の法人税法第百四十八条第一項、第百四十九条第一項若しくは第二項又は第百五十条第一項、第三項若しくは第四項の届出書について適用し、施行日前に提出した改正法第二条の規定による改正前の法人税法第百四十八条第一項、第百四十九条第一項若しくは第二項又は第百五十条第一項、第三項若しくは第四項の届出書については、なお従前の例による。

○財務省令第八号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）及び相続税法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第九十八号）の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十三条の二第一項第三号並びに相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第四条の十第一項、第四条の十四第一項、第四条の十五第一項、第四条の二十、第五条第二項、第五条の七第二項並びに第五条の八第二項及び第三項第一号の規定に基づき、相続税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

相続税法施行規則等の一部を改正する省令

（相続税法施行規則の一部改正）

第一条　相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「又は遺留分による減殺の請求」を削る。

第三条第一項第四号中「又は遺留分による減殺の請求の」を削り、「明細」の下に「又は同項に規定する遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額」を加え、「遺留分による減殺の請求の」を「当該請求の」に改め、同条第二項中「（定義）」を削る。

第四条第一項第四号中「なつた事情」の下に「又は施行令第四条の十五第一項の遺留分侵害額の請求の基因となつた事情」を加える。

第十一条第一項中「次に掲げる」を「相続時精算課税選択届出書の提出をする者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその者の氏名及び生年月日並びにその者が法第二十一条の九第一項の贈与をした者の推定相続人に該当することを証する」に改め、同項各号を削り、同条第二項第二号中「及び戸籍の附票の写し」を削り、「その者の」を「当該被相続人の」に改め、「、その者が二十歳に達した時以後死亡の時までの住所又は居所」を削り、「その者がその者に係る」を「当該被相続人が」に改め、同項第三号を削る。

第十二条の四を第十二条の七とする。

第十二条の三の見出しを「（定期金給付契約の目的とされた者に係る平均余命）」に改め、同条中「第五条の八」を「第五条の九」に改め、同条を第十二条の六とする。

第十二条の二を第十二条の五とし、第十二条の次に次の三条を加える。

（耐用年数）

第十二条の二　施行令第五条の八第二項に規定する財務省令で定める耐用年数は、配偶者居住権の目的となつている建物の全部が住宅用であるものとした場合における当該建物に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）に定める耐用年数とする。

（配偶者の平均余命）

第十二条の三　施行令第五条の八第三項第一号に規定する財務省令で定める平均余命は、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命とする。

（法定利率による複利の計算で現価を算出するための割合）

第十二条の四　法第二十三条の二第一項第三号に規定する財務省令で定める割合は、法定利率に一を加えた数を同項第二号イに規定する配偶者居住権の存続年数で累乗して得た数をもつて一を除して得た割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

第十八条第一項中「第四条」を「第四条第一項若しくは第二項」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第一号書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二号書式中「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づき」を「下記の事情により、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づき」に、「下記の事情により減少することとなる」を「減少し、又は当該信託受益権の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した」に、

取消し等又は遺留分侵害額の額等	を	取消等に係る信託財産等

に、

信託受益権の少なくなることとなつた理由	を	信託受益権の価額が減少し、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細

に、「取消等の」を「取消し又は遺留分侵害額の請求の」に、

支払うべき金銭	を	価額が減なつた理

に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同号書式備考1中「、信託法」を「信託法」に改め、「又は遺留分による減殺の請求があつたこと」を削り、「取消し等」を「取消し」に改め、「場合」の次に「又は当該特定障害者扶養信託契約に基づく信託が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該信託受益権の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合」を加え、同号書式備考11から14中「取消等に係る信託財産等」を「取消し等」に、「減少することとなつた理由」を「減少し、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細」に、「取消し等」を「取消し」に改める。

第三号書式中「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づき」を「下記の事情により、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づき」に、「、下記の理由により、ないこととなつた」を「なくなり、又は当該信託受益権の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した」に、

信託受益権がないこととなつた理由	を	信託受益権の一部又は請求がつた事

に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同号書式備考1中「又は当該

益権がなくなり遺留分侵害額のされることとな情の詳細

特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の全部につき遺留分による減殺の請求があつたこと」を削り、「場合」の次に「又は当該特定障害者扶養信託契約に基づく信託が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該信託受益権の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合」を加え、同号書式備考11から中「ないこととなつた理由」を「なくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細」に、「全部につき遺留分による減殺の請求」を「価額に相当する額の遺留分侵害額の請求」に、「理由を」を「事情の詳細を」に改める。

第四号書式から第六号書式までの書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第九号書式中

受益者		所在地は住所（居所）
特定委託者	を	
受託者		

に、

住所（居所）又は所在地	
特定委託者	を
受託者	

に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（相続税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　相続税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（以下この条において「一部施行日」という。）」を削り、「一部施行日前」を「同日前」に改め、同条第二項を次のように改める。